

有料老人ホーム自己点検シート兼検査調書 新旧対照表

改 正 後

有料老人ホーム自己点検シート兼検査調書
(令和7年10月改正版)

略

確認事項	確認項目	結果	法令・通知
1～5 略			
略	略	略	略
6 有料老人ホーム事業の運営に関すること			
(1)～(4) 略	略	略	略
(5)業務継続計画の策定等	① 業務継続計画を策定し、それに従い必要な措置を講じている。 <u>(計画の項目は地域の実態に応じて設定すること)</u> ②～③ 略	はい・いいえ	指針10(5)ア
(6)～(8) 略	略	略	略
(9)医療機関等との連携	① あらかじめ医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めている。 <u>② ①を取り決めるにあたり、入居者の急変時等に相談対応や診療を行う体制を常時確保した協力医療機関を定めている。</u> <u>③ 設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めている。</u> <u>④ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っている。</u> <u>⑤ 入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該有料老人ホームに速やかに入居させることができる。</u> <u>⑥ あらかじめ歯科医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めている。</u> (協力医療機関名) (協力歯科医療機関名) <u>⑦ 協力医療機関及び協力歯科医療機関との協力内容、診療科目、協力科目等について入居者に周知している。</u> <u>⑧ 入居者が適切に健康相談や健康診断を受けられるよう、協力医療機関による医師の訪問や、嘱託委の確保などの支援を行うこと。</u> <u>⑨ 入居者が、医療機関を自由に選択することを妨げていない。</u>	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	指針10(9)ア <u>指針10(9)ア</u> <u>指針10(9)イ</u> <u>指針10(9)ウ</u> <u>指針10(9)エ</u> <u>指針10(9)オ</u>
(10)～(11) 略			

改 正 前

有料老人ホーム自己点検シート兼検査調書

略

確認事項	確認項目	結果	法令・通知
1～5 略			
略	略	略	略
6 有料老人ホーム事業の運営に関すること			
(1)～(4) 略	略	略	略
(5)業務継続計画の策定等	① 業務継続計画を策定し、それに従い必要な措置を講じている。 ②～③ 略	はい・いいえ	指針10(5)ア
(6)～(8) 略	略	略	略
(9)医療機関等との連携	① あらかじめ医療機関及び <u>歯科医療機関</u> と協力する旨及びその協力内容を取り決めている。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (協力医療機関名) (協力歯科医療機関名) <u>② 協力医療機関及び協力歯科医療機関との協力内容、診療科目、協力科目等について入居者に周知している。</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	はい・いいえ <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> はい・いいえ <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	指針10(9)ア、 <u>イ</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>指針10(9)ウ</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>
(10)～(11) 略			

確認事項	確認項目	結果	法令・通知
7 サービス等に関すること			
(1)～(2) 略	略	略	略
(3)虐待防止	① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図っている。	はい・いいえ	指針 11 (4) イ
	② 虐待の防止のための指針を整備している。	はい・いいえ	
	③ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的 to 実施している。	はい・いいえ	指針 11 (4) ウ 指針 11 (4) エ
	直近の研修開催日： 年 月頃		
	④ ①から③までの措置を適切に実施するための担当者を置いている。	はい・いいえ	指針 11 (4) オ
(4)身体拘束	<u>・当該担当者は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の責任者と同一の従業員が務めている。</u>	<u>はい・いいえ</u>	<u>指針 11 (4) オ</u>
	<u>・当該担当者が兼務している場合、入居者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任している。</u>	<u>はい・いいえ</u>	<u>指針 11 (4) オ</u>
	⑤ その他高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 20 条の規定に基づき、苦情処理の体制整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講じている。	はい・いいえ	指針 11 (4) カ
	① 入居者に対するサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行っていない。	はい・いいえ	指針 11 (5)
	② <u>緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録している。</u>	<u>はい・いいえ</u>	<u>指針 11 (6)</u>
	<u>また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の 3 つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録している。</u>	<u>はい・いいえ</u>	<u>指針 11 (6)</u>
	③ 身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じる。	はい・いいえ	指針 11 (7) ア
	ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従事者に周知徹底を図っている。	はい・いいえ はい・いいえ	指針 11 (7) イ 指針 11 (7) ウ
	イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備している。		
	ウ 介護職員その他の従事者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的 to 実施している。		
直近の研修開催日： 年 月頃			
8 略			
略	略	略	略

確認事項	確認項目	結果	法令・通知
7 サービス等に関すること			
(1)～(2) 略	略	略	略
(3)虐待防止	① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図っている。 ② 虐待の防止のための指針を整備している。 ③ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的 to 実施している。 直近の研修開催日： 年 月頃 ④ ①から③までの措置を適切に実施するための担当者を置いている。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> ⑤ その他高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 20 条の規定に基づき、苦情処理の体制整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講じている。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> はい・いいえ	指針 11 (4) イ 指針 11 (4) ウ 指針 11 (4) エ 指針 11 (4) オ <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 指針 11 (4) カ
(4)身体拘束	① 入居者に対するサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行っていない。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> ② 身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じる。 ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従事者に周知徹底を図っている。 イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備している。 ウ 介護職員その他の従事者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的 to 実施している。 直近の研修開催日： 年 月頃	はい・いいえ <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ 指針 11 (5) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 指針 11 (7) ア 指針 11 (7) イ 指針 11 (7) ウ	指針 11 (5) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 指針 11 (7) ア 指針 11 (7) イ 指針 11 (7) ウ
8 略			
略	略	略	略

確認事項	確認項目	結果	法令・通知
9 契約内容等に関すること			
(1)～(4) 略	略	略	略
(5)入居者募集等	① パンフレット、募集広告等において、有料老人ホームの類型、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合は、その旨及び特定施設入居者生活介護等の種類を明示している。 ② 誇大広告等により、入居者に不当に期待を抱かせたり、それによって損害を与えたりすることがないよう実態と乖離のない正確な表示をしている。 ③ <u>入居募集に当たり、高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者（以下「情報提供等事業者」という。）と委託契約等を締結している。</u> ④<u>情報提供等事業者と契約等を締結している場合</u> ・<u>入居希望者の介護度や医療の必要度等の個人の状況や属性に応じて手数料を設定するといった、社会保障費の不適切な費消を助長するとの誤解を与えるような手数料の設定を行っていない。また、上記のような手数料の設定に応じていない。</u> ・<u>情報提供等事業者に対して、入居者の月額利用料等に比べて高額な手数料と引き換えに、優先的な入居希望者の紹介を求めている。</u> ⑤<u>情報提供等事業者の選定について</u> ・<u>当該情報提供等事業者が入居希望者に提供するサービス内容やその対価たる手数料の有無・金額についてあらかじめ把握している。</u> ・<u>公益社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社団法人全国介護付きホーム協会及び一般社団法人高齢者住宅協会の3団体で構成する高齢者住まい事業者団体連合会が運営する「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」に届出を行い、行動指針を遵守している事業者を選定している。</u>	はい・いいえ はい・いいえ <u>はい・いいえ</u> <u>はい・いいえ</u> <u>はい・いいえ</u> <u>はい・いいえ</u> <u>はい・いいえ</u>	指針14(6)ア 指針14(6)イ <u>指針14(6)ウ</u> <u>指針14(6)ウ(ア)</u> <u>指針14(6)ウ(ア)</u> <u>指針14(6)ウ(イ)</u> <u>指針14(6)ウ(イ)</u>
(6)～(8) 略	略	略	略
10 情報開示に関すること			
(1)運営に関する情報	① 老人福祉法第29条第7項の情報開示の規定を遵守し、入居者又は入居しようとする者に対して、重要事項説明書を書面により交付している。 ② 略	はい・いいえ 略	指針15(1) 略
11 略			
略	略	略	略

略

確認事項	確認項目	結果	法令・通知
9 契約内容等に関すること			
(1)～(4) 略	略	略	略
(5)入居者募集等	① パンフレット、募集広告等において、有料老人ホームの類型、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合は、その旨及び特定施設入居者生活介護等の種類を明示している。 ② 誇大広告等により、入居者に不当に期待を抱かせたり、それによって損害を与えたりすることがないよう実態と乖離のない正確な表示をしている。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	はい・いいえ はい・いいえ <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	指針14(6)ア 指針14(6)イ <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>
(6)～(8) 略	略	略	略
10 情報開示に関すること			
(1)運営に関する情報	① 老人福祉法第29条第5項の情報開示の規定を遵守し、入居者又は入居しようとする者に対して、重要事項説明書を書面により交付している。 ② 略	はい・いいえ 略	指針15(1) 略
11 略			
略	略	略	略

略